

第3回 航空従事者の飲酒基準に関する検討会 議事概要

1. 日時：平成31年1月28日 15:30～17:30
2. 場所：中央合同庁舎3号館 4階特別会議室
3. 出席委員：井上委員、河内委員、小林委員、津久井委員、細谷委員
4. 議事概要：

○事務局から資料に沿って説明し、その後意見交換を行った。

(委員等から出された主な意見)

- ・操縦士が運航中に飲酒を行う可能性は、乗務前に保安検査を受けること、飛行中は基本的に操縦室内におり物理的にアルコールから隔離されている可能性が高いこと、他の乗務員の目があることを踏まえると極めて低い。乗務後の検査実施によって、操縦士が運航中に食事をしないなど、操縦に影響を与えるようなことになると本末転倒となるため、アルコールに関する正確な理解が進むよう十分に教育等を行うことが必要。
- ・また、誤検知による運航への影響を防ぐためにも、アルコール検査器の正しい使用方法を十分に理解しておくことが必要。
- ・アルコール検査にあたって、検査を確実に実施し検査漏れがないよう具体的な手順を定めて運用すべき。
- ・乗員健康管理医においてもアルコールに関する問題意識や理解にバラツキがあることから、定期的な講習等を通じて教育啓発を行うことも重要。
- ・新基準が運用され定着するまでの間はトラブルが起きやすいことに留意し対応することが必要。
- ・小型機の操縦士については、航空会社とは異なり新たな基準を知る機会も少ないことから、行政側又は業界団体は、様々な機会を利用して新基準の情報を積極的に発信していくことが必要。
- ・猶予期間の中で十分に新制度の趣旨や具体的内容等についての操縦士に理解させることが重要。
- ・新制度運用後、半年から1年後を目途に、フォローアップし適宜制度の見直しを検討することが必要。

以上